基本目標２　新しい地域包括支援体制の確立

（１）地域における見守り活動の充実

・見守りや助け合い活動を支援し、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組むとともに、見守りのツールとして ICT の積極的な活用を検討します。

主な取り組み

・民生委員・児童委員による見守り活動等
・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業
・徘徊認知症高齢者位置情報検索事業
・認知症高齢者等支援対象者情報提供制度
・子どものための「見守り防犯カメラ」設置事業
・地域の見守りサービスモデル事業
・地域の主体的な見守り活動への支援

（２）相談支援体制の充実

・生活困窮者自立支援事業との連携状況も含め、複合的な課題を抱えた人を支援するためのモデル事業における効果検証を行ったうえで、各区に対して必要な機能と、実施に向けた選択肢を示すなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざします。
・こどもの貧困対策と連携して、こどもたちが多くの時間を過ごす学校において支援が必要なこどもを発見し、困窮度の高い子育て世帯を、適切な支援につなぐしくみの構築を図ります。
・相談支援機関の職員や行政職員等の福祉人材の育成・確保の取り組みを進めます。
・他都市、民間企業及び本市のモデル事業における AI（人工知能）をはじめとした ICT 活用の先行事例を参考に、福祉分野の相談支援業務における活用に向け、関係先と調整を進めます。

主な取り組み

・総合的な相談支援体制の整備
・福祉人材の育成・確保
（福祉専門職・行政職員）
・生活困窮者自立支援事業
・窓口業務における ICT の活用
・聴覚障がい者支援用音声認識アプリ UD トーク導入事業

（３）権利擁護支援体制の強化

・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取り組みを進めます。
・成年後見制度の利用促進や、虐待の専門的対応に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

・虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進
・成年後見制度の利用促進の取り組み
・あんしんさぽーと事業
（日常生活自立支援事業）
・福祉サービスの適切な情報提供
・福祉サービス提供事業者への助言・指導
・苦情解決のしくみの充実
・福祉人材の育成・確保
（福祉サービス提供者）

Ⅳ　各区に共通する課題等への具体的な取り組み

1　相談支援機関･地域･行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

大阪市では、自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、2015(平成 27)年度から各区社協に「見守り相談室」を設置し、見守りネットワーク強化事業を実施しています。

既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人を支援するために、2017（平成 29）年度から「相談支援体制の充実」に向けた事業をモデル 3 区において実施し、区保健福祉センターが中心となり、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し、支えるためのしくみづくりに取り組んでいます。

こうした地域における見守り活動による支援と専門的な相談支援機関による支援の取り組みの相乗効果により「地域の福祉力」の向上を図り、高齢者、障がい者、こどもといった対象者にかかわらず、問題が深刻化する前に支援が必要となる人に目が行き届き、早期の把握・早期の対応ができる「予防的なアプローチ」が可能となる地域づくりをめざします。

（1）要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

- 孤立死の防止、大規模災害時の避難支援などに対応するため、行政と地域が保有する要援護者情報を集約した名簿（要援護者名簿）を活用した見守りが大阪市全域において実施されるよう取り組みます。
- 各区の「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、適切な支援につなげます。
- 認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止するしくみの充実に取り組みます。
- 事業を進めるにあたっては、地域の状況に応じ、区ごとに目標を定め、取り組みを進めます。

ア　「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化
イ　福祉専門職のワーカー（CSW）による対応および体制の強化
ウ　認知症高齢者等を見守るための体制の強化

（２）複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

・専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみづくりを行うとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の構築に向けて取り組みを進めます。

ア　支援をコーディネートするためのしくみづくり
イ　相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり
ウ　地域における見守り活動と連携するしくみづくり

2　福祉人材の育成・確保

高齢者、障がい者、子育て世代など、だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、福祉人材の育成・確保が極めて重要となります。

地域福祉活動の担い手としての市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専門職、虐待への対応や複合的な課題に対応するため相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取り組みを進めていきます。

（１）地域福祉活動の担い手の確保

・地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取り組みを進めていきます。

ア　地域福祉活動を始めるきっかけとなる情報発信
イ　地域福祉活動の担い手づくりの充実

（2）福祉専門職の育成・確保

・福祉専門職や、福祉・介護サービス事業者への支援を充実させることにより、福祉専門職の育成・確保をすすめます。
・福祉の仕事の魅力を伝え、将来の職業選択へつなげるよう、計画的に取り組んでいきます。

ア　福祉専門職の「やりがい」や「専門性」を支え、育成・定着を図る取り組み
イ　ライフステージに応じて、多様な人材からの参入を促進する取り組み

（3）行政職員の専門性の向上

・増大する福祉ニーズに的確に対応できる人材を確保し、福祉施策に従事する職員の専門性を向上させるための取り組みを進めます。
・専ら福祉業務に従事する福祉職員について、体系的な研修の実施や、キャリア形成を見据えた人事配置など、計画的な人材育成をめざします。

ア　専門性の高い職員の確保
イ　研修の充実
ウ　キャリア形成を見据えた人事配置

3　権利擁護の取り組みの充実

大阪市においては、すべての人の権利を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援する取り組みを進めています。

しかしながら、高齢者や障がい者、児童に対する虐待の相談件数が増加するなど、個人の権利、利益が侵害され、安心安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止に関する取り組みをさらに推進します。
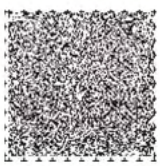
また、認知症や知的・精神障がいにより判断能力が低下した人が、住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な方向性を定め、それにもとづく取り組みを着実に進めます。